

新旧対照表

○中津市地域防災計画 第2編 風水害等その他の災害対策編

修正後	修正前
<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 災害に強いまちづくり (略)</p> <p>第1 被害の未然防止事業 (略)</p> <p>1 治山事業</p> <p>本市の森林面積は、約38,000haで市域の約77%を占め、うち約33,000haが私有林である。保安林は約9,200haで森林面積の約24%である。</p> <p>森林における崩壊土砂流出危険区域等の詳細については、別冊中津市地域防災計画資料編のとおりであり、治山事業は、これら山地災害危険地区における災害の防止と保安林機能の向上を基本に事業が実施されている。</p> <p>本市は、地質、地形、気象条件から山崩れ、土石流等、山地に起因する災害が多発している。このため、治山事業は、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させ、健全で活力のある森林の造成を図ることを基本に、災害防止、水資源のかん養、生活環境の保全を目的に積極的に促進する。</p> <p>山地災害の多発に対処するため、森林計画を作成し、計画的伐採及び植林をする等荒廃危険地の山地保全・復旧を推進し、災害の未然防止を図る。</p> <p><u>(1) 山地治山</u></p> <p><u>(2) 水土保持山</u></p> <p><u>(3) 水源地域整備</u></p> <p><u>(4) 防災林造成</u></p> <p><u>(5) 保安林整備</u></p> <hr/> <p>2 土砂災害防止対策</p> <p>本市は、地形・地質条件等から、台風、集中豪雨等によるがけ崩れ、地す</p>	<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 災害に強いまちづくり (略)</p> <p>第1 被害の未然防止事業 (略)</p> <p>1 治山事業</p> <p>本市の森林面積は、約38,000haで市域の約77%を占め、うち約33,000haが私有林である。保安林は約9,200haで森林面積の約24%である。</p> <p>森林における崩壊土砂流出危険区域等の詳細については、別冊中津市地域防災計画資料編のとおりであり、治山事業は、これら山地災害危険地区における災害の防止と保安林機能の向上を基本に事業が実施されている。</p> <p>本市は、地質、地形、気象条件から山崩れ、土石流等、山地に起因する災害が多発している。このため、治山事業は、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させ、健全で活力のある森林の造成を図ることを基本に、災害防止、水資源のかん養、生活環境の保全を目的に積極的に促進する。</p> <p>山地災害の多発に対処するため、森林計画を作成し、計画的伐採及び植林をする等荒廃危険地の山地保全・復旧を推進し、災害の未然防止を図る。</p> <p><u>・山地治山</u></p> <p><u>・水土保持山</u></p> <p><u>・水源地域整備</u></p> <p><u>・防災林造成</u></p> <p><u>・保安林整備</u></p> <p><u>・その他</u></p> <p>2 土砂災害防止対策</p> <p>本市は、地形・地質条件等から、台風、集中豪雨等によるがけ崩れ、地す</p>

修正後	修正前
<p>べり、土石流等の土砂災害を受けやすい特質がある。</p> <p>土砂災害危険箇所等の詳細については、別冊中津市地域防災計画資料編のとおりである。</p> <p>斜面崩壊等の直接的な災害、流出土砂による貯水池の埋没、氾濫等の間接的な災害が懸念される。</p> <p><u>また、宅地造成については、宅地造成及び特定盛土等規制法や都市計画法等による一定規模以上の宅地造成の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、県と連携し、引き続きこれら法令や制度による指導・監督に努める。</u></p>	<p>べり、土石流等の土砂災害を受けやすい特質がある。</p> <p>土砂災害危険箇所等の詳細については、別冊中津市地域防災計画資料編のとおりである。</p> <p>斜面崩壊等の直接的な災害、流出土砂による貯水池の埋没、氾濫等の間接的な災害が懸念される。</p>
<p>3～7 略</p> <p>第2 災害危険区域の対策 (略)</p> <p>1 災害危険区域の調査 (略)</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 宅地造成工事規制区域</u></p> <p><u>宅地造成等規制法に基づく指定区域。</u></p> <p><u>(10) 災害危険性が高い盛土</u> (略)</p> <p><u>(11) その他災害危険予想箇所</u> (略)</p> <p>2 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 都市・地域の防災環境整備 (略)</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 所有者不明土地法に基づく措置の活用</u></p> <p><u>市は、県と連携し、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有</u></p>	<p>3～7 略</p> <p>第2 災害危険区域の対策 (略)</p> <p>1 災害危険区域の調査 (略)</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(9) 災害危険性が高い盛土</u> (略)</p> <p><u>(10) その他災害危険予想箇所</u> (略)</p> <p>2 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 都市・地域の防災環境整備 (略)</p> <p>1～3 略</p> <p><u>(新設)</u></p>

修正後	修正前
<p><u>者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p> <p>第5～7 略</p> <p>第8 特殊災害の予防 (略)</p> <p>1 危険物災害予防対策 最近の産業経済の発展に伴い、危険物（消防法（昭和23年）法律第186号）別表に掲げるものをいう。以下同じ。）の使用量は急速に増加しているが、これらの製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）の施設数は減少している。<u>しかし、施設の</u>老朽化に伴い危険物流出事故等が増加しているため、その維持管理については、一層厳正を期す必要がある。</p> <p>(1) 製造所等の維持管理の指導 <u>市及び県</u>は、それぞれが規制する製造所等について、随時に<u>立入検査を行い、</u></p> <p><u>製造所等における災害の防止について、次の事項の</u>指導を行うものとする。</p> <p>ア 位置、製造及び設備の維持管理状況 イ 消火設備、警報設備の保守管理状況 ウ 危険物の貯蔵及び取扱状況 エ 危険物取扱者の立会状況</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 危険物製造所等の未改修施設に対する改修指導 (略)</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>改修しない事業所等</u>に対しては、業務停止命令等の行政処分</p> <p>2～3 略</p> <p>第9 略</p>	<p>第5～7 略</p> <p>第8 特殊災害の予防 (略)</p> <p>1 危険物災害予防対策 最近の産業経済の発展に伴い、危険物（消防法（昭和23年）法律第186号）別表に掲げるものをいう。以下同じ。）の使用量は急速に増加しており、これらの製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）の施設数は減少しているが、老朽化に伴い危険物流出事故等が増加しているため、その維持管理については、一層厳正を期す必要がある。</p> <p>(1) 製造所等の維持管理の指導 <u>県及び市町村</u>は、それぞれが規制する製造所等について、随時に<u>行う</u>立入検査のほか、次の事項を重点的に少なくとも毎年1回以上定例的な立ち入り検査を行い、製造所等における災害の防止について<u>積極的な</u>指導を行うものとする。</p> <p>ア 位置、製造及び設備の維持管理状況 イ 消火設備、警報設備の保守管理状況 ウ 危険物の貯蔵及び取扱状況 エ 危険物取扱者の立会状況</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 危険物製造所等の未改修施設に対する改修指導 (略)</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>誠意のない者</u>に対しては、業務停止命令等の行政処分</p> <p>2～3 略</p> <p>第9 略</p>

修正後	修正前
<p>75.4%と、防災士を配置出来ていない自主防災組織が多数あることが課題となっている。</p> <p>3～5 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 防災教育</p> <p>1～2 略</p> <p>3 地域等における防災教育（防災危機管理課）</p> <p>（1）基本方針</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ <u>なかつジュニア防災リーダー</u>の養成を通じて、将来における中津市の安全と安心に寄与する人材の育成を行う。</p> <p>エ 略</p> <p>（2）略</p> <p>（3）自主防災組織に対する防災教育（略）</p> <p>また、次世代の防災リーダーを育成し、地域防災力の維持・向上を図るために、<u>小学生</u>を対象とした<u>なかつジュニア防災リーダー</u>の養成を行う。</p> <p>（4）～（7） 略</p> <p>第5 略</p> <p>第6 要配慮者の安全確保（略）</p> <p>1 地域における要配慮者対策</p> <p>（1）～（2） 略</p> <p>（3）要配慮者に配慮した福祉避難所の指定</p> <p>避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。特に、<u>要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに</u>、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器</p>	<p>で70.4%と、防災士を配置出来ていない自主防災組織が多数あることが課題となっている。</p> <p>3～5 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 防災教育</p> <p>1～2 略</p> <p>3 地域等における防災教育（防災危機管理課）</p> <p>（1）基本方針</p> <p>ア～イ</p> <p>ウ <u>ジュニア防災士</u>の養成を通じて、将来における中津市の安全と安心に寄与する人材の育成を行う。</p> <p>エ 略</p> <p>（2）略</p> <p>（3）自主防災組織に対する防災教育（略）</p> <p>また、次世代の防災リーダーを育成し、地域防災力の維持・向上を図るために、<u>小中学生</u>を対象とした<u>ジュニア防災士</u>の養成を行う。</p> <p>（4）～（7） 略</p> <p>第5 略</p> <p>第6 要配慮者の安全確保（略）</p> <p>1 地域における要配慮者対策</p> <p>（1）～（2） 略</p> <p>（3）要配慮者に配慮した福祉避難所の指定</p> <p>避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。特に、<u>要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに</u>、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器</p>

修正後	修正前
<p>や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>2 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策 (防災危機管理課、福祉政策課、福祉支援課、子育て支援課、保育施設運営室、介護長寿課、地域医療対策課)</p> <p>(1) 組織体制の整備 ア～ウ 略</p> <p>エ 健康福祉対策部各課は、市内の社会福祉施設等が災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用の協力等が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。</p> <p>3 略</p> <p>4 旅行者等の安全確保 (観光課) (略)</p> <p>5 外国人に対する防災対策 (防災危機管理課、情報デジタル推進課、観光課) (略)</p> <p>6 旅行者、外国人の安全確保のための体制整備 (防災危機管理課、情報デジタル推進課、観光課) (略)</p> <p>7 要配慮者利用施設管理者等が実施する避難確保計画作成の支援 (防災危機管理課、福祉支援課、介護長寿課、子育て支援課、保育施設運営室、地域医療対策課、学校教育課)</p> <p>市は、水防法に基づく洪水浸水想定区域内、高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域内に存する要配慮者利用施設であって、地域防災計画に名称及び所在地が定められた施設の管理者等が実施する、避難行動確保計画の作成を支援する。</p>	<p>や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>2 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策 (防災危機管理課、福祉政策課、福祉支援課、子育て支援課、保育施設運営室、介護長寿課、地域医療対策課)</p> <p>(1) 組織体制の整備 ア～ウ 略</p> <p>エ 福祉、生活保健部各課は、市内の社会福祉施設等が災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用の協力等が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。</p> <p>3 略</p> <p>4 旅行者等の安全確保 (観光推進課) (略)</p> <p>5 外国人に対する防災対策 (防災危機管理課、情報推進課、観光推進課) (略)</p> <p>6 旅行者、外国人の安全確保のための体制整備 (防災危機管理課、情報推進課、観光推進課) (略)</p> <p>7 要配慮者利用施設管理者等が実施する避難確保計画作成の支援 (防災危機管理課、福祉支援課、介護長寿課、子育て支援課、保育施設運営室、地域医療対策課、学校教育課)</p> <p>市は、水防法に基づく洪水浸水想定区域内、高潮浸水想定区域、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に存する要配慮者利用施設であって、地域防災計画に名称及び所在地が定められた施設の管理者等が実施する、避難行動確保計画の作成を支援する。</p>

修正後	修正前
<p>援する。 (略) 第7 略 第8 市民運動の展開（防災危機管理課） (略) 1 自助の推進 (1)～(2) 略 (3) 市民は、災害の発生に備え、<u>最低でも3日分、可能な限り7日分</u>の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努める。</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 (略) 第1 初動体制の強化 (略) 1～2 略 3 職員の動員配備対策の充実 (略) (1) 職員の家庭における安全確保対策の徹底 (略) また、物資の調達体制が確立するまでの間、<u>最低でも3日分、可能な限り7日分</u>の食料、水、生活必需品の備蓄を行うよう、職員に周知・徹底を図る。 (2)～(3) 略 4～5 略 第2 略 第3 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 (略) 1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実（防災危機管理課、秘書広報課、<u>情報デジタル推進課</u>、福祉政策課、福祉支援課、介護長</p>	<p>(略) 第7 略 第8 市民運動の展開（防災危機管理課） (略) 1 自助の推進 (1)～(2) 略 (3) 市民は、災害の発生に備え<u>少なくとも3日分</u>の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努める。</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 (略) 第1 初動体制の強化 (略) 1～2 略 3 職員の動員配備対策の充実 (略) (1) 職員の家庭における安全確保対策の徹底 (略) また、物資の調達体制が確立するまでの間、<u>(概ね3日間)に備えて</u>、食料、水、生活必需品の備蓄<u>に努める。</u> (2)～(3) 略 4～5 略 第2 略 第3 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 (略) 1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実（防災危機管理課、秘書広報課、<u>情報推進課</u>、福祉政策課、福祉支援課、介護長寿課、子</p>

修正後	修正前
<p>寿課、子育て支援課、地域医療対策課、保険年金課、観光課、建設政策課、施設整備課、建築指導課、市民病院、教育委員会、消防本部)</p> <p>(略)</p> <p>2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実(防災危機管理課、秘書広報課、情報デジタル推進課、福祉政策課、福祉支援課、介護長寿課、子育て支援課、地域医療対策課、観光課、商業・ブランド推進課、企業立地・雇用対策課、建設政策課、施設整備課、建築指導課、市民病院、教育委員会、消防本部、施設技術課)</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 市における生活必需品の備蓄等 大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場</p> <p>所の分散化を図る。また、県との連携により、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点や要配慮者への提供等に配慮する。</p> <p>(4) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発 災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活必需品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間、最低でも3日分、可能な限り7日分の食料、水、生活必需品について各々において備蓄に努めるよう啓発を行う。</p> <p>(5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置 災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ住宅関係団体と協定の締結を図る。応急仮設住宅建設予定場所は、ディーアクト(D-ACT)スポーツパーク永添(人工芝グラウンド:約10,000㎡)等、状況に応じて選択するものとする。</p> <p>(6)～(7) 略</p> <p>(8) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置 要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難</p>	<p>育て支援課、地域医療対策課、保険年金課、観光推進課、建設政策課、施設整備課、建築指導課、市民病院、教育委員会、消防本部)</p> <p>(略)</p> <p>2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実(防災危機管理課、秘書広報課、情報推進課、福祉政策課、福祉支援課、介護長寿課、子育て支援課、地域医療対策課、観光課、商工・雇用政策課、建設政策課、施設整備課、建築指導課、市民病院、教育委員会、消防本部、施設技術課)</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 市における生活必需品の備蓄等 大規模災害に対応できるよう _____ 備蓄場</p> <p>_____ 備蓄</p> <p>_____ 所</p> <p>_____ 等に配慮する。</p> <p>(4) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発 災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活必需品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間、(概ね3日間)、食料、水、生活必需品について各々において備蓄に努めるよう啓発を行う。</p> <p>(5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置 災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ住宅関係団体と協定の締結を図る。応急仮設住宅建設予定場所は、永添運動公園(人工芝グラウンド:約10,000㎡)等、状況に応じて選択するものとする。</p> <p>(6)～(7) 略</p> <p>(8) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置 要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難</p>

修正後	修正前																																																																																																		
<p>者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>また、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備を図る。</p>	<p>者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。</p> <p>また、<u>居住地以外</u></p>																																																																																																		
<p>居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組み（復興庁が提供する全国避難者情報システム等）の円滑な運用・強化を図る。</p>	<p>居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組み（復興庁が提供する全国避難者情報システム等）の円滑な運用・強化を図る。</p>																																																																																																		
<p>第4 救助物資の備蓄 (略)</p>	<p>第4 救助物資の備蓄 (略)</p>																																																																																																		
<p>1 略</p>	<p>1 略</p>																																																																																																		
<p>2 中津市の備蓄計画</p>	<p>2 中津市の備蓄計画</p>																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 元年 度末</th> <th>R2 年度 末</th> <th>R3 年度 末</th> <th>R4 年度 末</th> <th>R5 年度 末</th> <th>R6 年度 末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主食</td> <td>20,000</td> <td>24,000</td> <td>19,080</td> <td>19,080</td> <td>19,080</td> <td>19,996</td> </tr> <tr> <td>副食</td> <td>14,020</td> <td>16,030</td> <td>19,030</td> <td>19,030</td> <td>19,030</td> <td>17,987</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td>13,708</td> <td>18,316</td> <td>22,924</td> <td>22,924</td> <td>22,924</td> <td>22,690</td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td>2,343</td> <td>2,443</td> <td>2,443</td> <td>2,443</td> <td>2,443</td> <td>2,593</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td>242</td> <td>242</td> <td>242</td> <td>332</td> <td>332</td> <td>422</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ (付替)</td> <td>1,850</td> <td>1,850</td> <td>1,850</td> <td>8,850</td> <td>8,850</td> <td>15,450</td> </tr> </tbody> </table>		R 元年 度末	R2 年度 末	R3 年度 末	R4 年度 末	R5 年度 末	R6 年度 末	主食	20,000	24,000	19,080	19,080	19,080	19,996	副食	14,020	16,030	19,030	19,030	19,030	17,987	飲料水	13,708	18,316	22,924	22,924	22,924	22,690	毛布	2,343	2,443	2,443	2,443	2,443	2,593	簡易トイレ	242	242	242	332	332	422	簡易トイレ (付替)	1,850	1,850	1,850	8,850	8,850	15,450	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30 年 度末</th> <th>R 元年 度末</th> <th>R2 年度 末</th> <th>R3 年度 末</th> <th>R4 年度 末</th> <th>R5 年度 末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主食</td> <td>16,000</td> <td>20,000</td> <td>24,000</td> <td>19,080</td> <td>19,080</td> <td>19,080</td> </tr> <tr> <td>副食</td> <td>8,000</td> <td>14,020</td> <td>16,030</td> <td>19,030</td> <td>19,030</td> <td>19,030</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td>9,108</td> <td>13,708</td> <td>18,316</td> <td>22,924</td> <td>22,924</td> <td>22,924</td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td>2,343</td> <td>2,343</td> <td>2,443</td> <td>2,443</td> <td>2,443</td> <td>2,443</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td>242</td> <td>242</td> <td>242</td> <td>242</td> <td>332</td> <td>332</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ (付替)</td> <td>1,850</td> <td>1,850</td> <td>1,850</td> <td>1,850</td> <td>8,850</td> <td>8,850</td> </tr> </tbody> </table>		H30 年 度末	R 元年 度末	R2 年度 末	R3 年度 末	R4 年度 末	R5 年度 末	主食	16,000	20,000	24,000	19,080	19,080	19,080	副食	8,000	14,020	16,030	19,030	19,030	19,030	飲料水	9,108	13,708	18,316	22,924	22,924	22,924	毛布	2,343	2,343	2,443	2,443	2,443	2,443	簡易トイレ	242	242	242	242	332	332	簡易トイレ (付替)	1,850	1,850	1,850	1,850	8,850	8,850
	R 元年 度末	R2 年度 末	R3 年度 末	R4 年度 末	R5 年度 末	R6 年度 末																																																																																													
主食	20,000	24,000	19,080	19,080	19,080	19,996																																																																																													
副食	14,020	16,030	19,030	19,030	19,030	17,987																																																																																													
飲料水	13,708	18,316	22,924	22,924	22,924	22,690																																																																																													
毛布	2,343	2,443	2,443	2,443	2,443	2,593																																																																																													
簡易トイレ	242	242	242	332	332	422																																																																																													
簡易トイレ (付替)	1,850	1,850	1,850	8,850	8,850	15,450																																																																																													
	H30 年 度末	R 元年 度末	R2 年度 末	R3 年度 末	R4 年度 末	R5 年度 末																																																																																													
主食	16,000	20,000	24,000	19,080	19,080	19,080																																																																																													
副食	8,000	14,020	16,030	19,030	19,030	19,030																																																																																													
飲料水	9,108	13,708	18,316	22,924	22,924	22,924																																																																																													
毛布	2,343	2,343	2,443	2,443	2,443	2,443																																																																																													
簡易トイレ	242	242	242	242	332	332																																																																																													
簡易トイレ (付替)	1,850	1,850	1,850	1,850	8,850	8,850																																																																																													
<p>3 中津市の非常食用ゼリー目標備蓄量 9,936食※1×1/6※2=1,656食</p>	<p>(新設)</p>																																																																																																		

修正後	修正前
<p>【※1 中津市備蓄必要量】 <u>1, 104※3×3食×3日=9, 936食</u></p> <p>【※2備蓄分担】 ○自助・共助（個人・自主防災組織等） 1/3 ○公助 2/3 ・流通備蓄 $2/3 \times 1/2 = 1/3$ ・現物備蓄（県） $2/3 \times 1/2 \times 1/2 = 1/6$ ・ //（市町村） $2/3 \times 1/2 \times 1/2 = 1/6$</p> <p>【※3中津市の想定避難人数】 <u>中津市ホームページ「校區別世帯数及び人口集計表（R5. 9. 30時点）において、非常食用ゼリー提供の対象と想定される市民（0～9、80～89、90～99、100～）のうち、津波浸水想定区域に該当する校区に居住する人口6,308人に、東日本大震災での最大避難者数の人口割合のうち海岸部の割合17.5%を乗じたもの。</u></p> <p><u>< 1年あたりの購入目標数（5カ年） ></u> <u>1, 656食×1/5≒340個</u></p>	

修正後	修正前
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 災害応急対策の基本方針等</p> <p>第1 略</p> <p>第2 市民に期待する行動</p> <p>(略)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 災害対応職員の家族の安否確認</p> <p>(略)</p> <p>【災害時の安全確認方法の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ <u>SNS等</u>による連絡（通話よりも着信確率が高いとされる） ・ (略) <p>第3 略</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1 組織</p> <p>(略)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 初動体制</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 職員の非常登庁</p> <p>職員は勤務時間外または休日等において登庁の指示を受けたとき、または災害の発生あるいは災害発生のおそれがある情報をテレビ、ラジオ、<u>SNS等</u>により知ったときは、ただちに登庁するよう定めておくものとする。</p> <p>5 災害対策本部</p> <p>(略)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害対策本部の組織及び運営</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 災害応急対策の基本方針等</p> <p>第1 略</p> <p>第2 市民に期待する行動</p> <p>(略)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 災害対応職員の家族の安否確認</p> <p>(略)</p> <p>【災害時の安全確認方法の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ <u>携帯メール</u>による連絡（通話よりも着信確率が高いとされる） ・ (略) <p>第3 略</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1 組織</p> <p>(略)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 初動体制</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 職員の非常登庁</p> <p>職員は勤務時間外または休日等において登庁の指示を受けたとき、または災害の発生あるいは災害発生のおそれがある情報をテレビ、ラジオ、<u>携帯メール</u>等により知ったときは、ただちに登庁するよう定めておくものとする。</p> <p>5 災害対策本部</p> <p>(略)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害対策本部の組織及び運営</p>

修正後			修正前		
(略) ア～イ 略 ウ 本部会議 (a)～(e) 略 (f) 構成			(略) ア～イ 略 ウ 本部会議 (a)～(e) 略 (f) 構成		
本部長	副本部長	本部員	本部長	副本部長	本部員
市長	副市長	教育長、参与、各支所長、総務部長、 <u>企画市民環境部長、健康福祉部長、健康福祉部審議監、産業経済部長</u> 、建設部長、市民病院事務部長、教育次長、消防長、上下水道部長、議会事務局長、会計管理者、防災危機管理課長、総務課長	市長	副市長	教育長、参与、各支所長、総務部長、 <u>福祉部長、生活保健部長、商工農林水産部長、企画観光部長</u> 、建設部長、市民病院事務部長、教育次長、消防長、上下水道部長、議会事務局長、会計管理者、防災危機管理課長、総務課長
エ～コ 略 (3) 略 6 災害対策本部の設置前の体制 (1) 災害準備体制 (略) ア 設置 (a) 勤務時間中 総務部長は、出水期において、気象業務法に基づく警報が発令されたとき、支所長、 <u>産業経済部長</u> 、建設部長、上下水道部長と協議し、指令する。 また、総務部長は、災害準備体制を指令したときは、遅滞なく上司に報告するとともに、関係部長に通知するものとする。 (b) 略 イ～ウ 略 (2) 災害警戒本部 (略)			エ～コ 略 (3) 略 6 災害対策本部の設置前の体制 (1) 災害準備体制 (略) ア 設置 (a) 勤務時間中 総務部長は、出水期において、気象業務法に基づく警報が発令されたとき、支所長、 <u>商工農林水産部長</u> 、建設部長、上下水道部長と協議し、指令する。 また、総務部長は、災害準備体制を指令したときは、遅滞なく上司に報告するとともに、関係部長に通知するものとする。 (b) 略 イ～ウ 略 (2) 災害警戒本部 (略)		

修正後	修正前
<p>ア 設置 総務部長は、災害準備体制では、対応できないと判断したときは、支所長、<u>産業経済部長</u>、建設部長、上下水道部長と協議し、災害警戒本部を設置する。</p> <p>イ～ウ 略 (3) 略 (4) 災害対策会議</p> <p>ア 略</p> <p>イ 災害対策会議は、副市長、教育長、参与、各支所長、総務部長、<u>企画市民環境部長、健康福祉部長、健康福祉部審議監、産業経済部長</u>、建設部長、市民病院事務部長、教育次長、消防長、上下水道部長、議会事務局長、会計管理者、防災危機管理課長、総務課長によって構成し、副市長が議長をつとめる。</p> <p>ウ～エ 略</p> <p>第3 通信連絡手段の確保 (防災危機管理課、<u>情報デジタル推進課</u>、消防本部) (略)</p> <p>1 通信連絡手段一覧 (略)</p> <p>(1) 有線<u>伝達手段</u> (略)</p> <p>(2) 無線<u>伝達手段</u> (3) ～ (7)</p> <p>(8) その他_____ (市防災ポータルサイト、<u>ホームページ、SNS等</u>)</p>	<p>ア 設置 総務部長は、災害準備体制では、対応できないと判断したときは、支所長、<u>商工農林水産部長</u>、建設部長、上下水道部長と協議し、災害警戒本部を設置する。</p> <p>イ～ウ 略 (3) 略 (4) 災害対策会議</p> <p>ア 略</p> <p>イ 災害対策会議は、副市長、教育長、参与、各支所長、総務部長、<u>福祉部長、生活保健部長、商工農林水産部長、企画観光部長</u>、建設部長、市民病院事務部長、教育次長、消防長、上下水道部長、議会事務局長、会計管理者、防災危機管理課長、総務課長によって構成し、副市長が議長をつとめる。</p> <p>ウ～エ 略</p> <p>第3 通信連絡手段の確保 (防災危機管理課、<u>情報推進課</u>、消防本部) (略)</p> <p>1 通信連絡手段一覧 (略)</p> <p>(1) 有線<u>電話</u> (略)</p> <p>(2) 無線<u>電話</u> (3) ～ (7)</p> <p>(8) その他<u>インターネット</u> (市防災ポータルサイト _____ ホームページ、<u>ツイッター等のSNS</u>)</p>
	<p>※SNS：ソーシャル・ネットワーク・サービス（インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス）</p>

修正後				修正前			
2～6 略				2～6 略			
第4 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等(略)				第4 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等(略)			
1～4 略				1～4 略			
5 被害情報の収集及び報告の方法				5 被害情報の収集及び報告の方法			
(1)～(2) 略				(1)～(2) 略			
(3) 報告の方法				(3) 報告の方法			
ア 略				ア 略			
イ 報告の様式				イ 報告の様式			
(a) 被害報告、確定報告				(a) 被害報告、確定報告			
電子申請受付システム又は任意の様式による。				____様式による。			
第5 略				第5 略			
第6 災害救助法の適用及び運用				第6 災害救助法の適用及び運用			
(略)				(略)			
1 略				1 略			
2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間				2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間			
○応急救助の実施基準				○応急救助の実施基準			
救助の種類	対象	期間	備考	救助の種類	対象	期間	備考
災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者 3. 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理	災害発生の日から3ヶ月以内	<u>国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内</u>	災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者 3. 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理	災害発生の日から1ヶ月以内	_____

修正後				修正前			
	をすることができない者				をすることができない者		
(略)				(略)			
3～5 略				3～5 略			
第8～9 略				第8～9 略			
第10 他機関に対する応援要請				第10 他機関に対する応援要請			
1 災害応急対策の実施のため他関係機関等に対し必要な協力を得るため、市が締結している応援協定は以下のとおりである。 市は、必要があると認めるときは、これらの応援協定に従い応援を要請するものとする。				1 災害応急対策の実施のため他関係機関等に対し必要な協力を得るため、市が締結している応援協定は以下のとおりである。 市は、必要があると認めるときは、これらの応援協定に従い応援を要請するものとする。			
(1)～(28) 略				(1)～(28) 略			
<u>(29) 中津市災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定</u>				<u>(新設)</u>			
<u>(30) 災害支援等に関する協定書</u>				<u>(新設)</u>			
2～5 略				2～5 略			
第11 略				第11 略			
第12 ボランティアとの連携（福祉政策課）				第12 ボランティアとの連携（福祉政策課）			
(略)				(略)			
1～2 略				1～2 略			
3 ボランティアの受け入れ				3 ボランティアの受け入れ			
市は、大規模な災害が発生した場合、その他必要と認めるときは、 <u>中津市災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定に基づき</u> 、ボランティアセンター機能を持つ市社会福祉協議会と協議連携し、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア受入態勢を確立する。				市は、大規模な災害が発生した場合、その他必要と認めるときは、 <u>_____ボランティアセンター機能を持つ市社会福祉協議会と協議連携し、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア受入態勢を確立する。</u>			
<u>_____</u>				<u>【災害ボランティアセンター設置時の協議内容】</u>			
<u>_____</u>				<u>①災害ボランティアセンターの設置場所</u>			
<u>_____</u>				<u>②災害ボランティアセンターの組織形態</u>			
<u>_____</u>				<u>③災害ボランティアセンターの運営</u>			
<u>_____</u>				<u>④その他</u>			
(略)				(略)			

修正後	修正前
<p>4～6 略</p> <p>第13～14 略</p> <p>第15 交通確保輸送対策（建設政策課、建設土木課）</p> <p>1～9 略</p> <p>10 陸上輸送体制</p> <p>（1）道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 緊急通行車両の確認と標章及び証明書の交付</p> <p>（ア）略</p> <p><u>（イ）知事又は公安委員会は、災害対策基本法施行令に基づく緊急通行車両の確認を事前に行うことができる。</u></p> <p><u>（ウ）緊急通行車両の確認を実施する場合、既に災害対策基本法施行令に規定された届出済証の交付を受けている車両については他に優先して行い、確認のために必要な審査は省略する。</u></p> <p><u>（エ）緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第3の標章及び第4の緊急通行車両確認証明書を交付する。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>（2）～（3） 略</p> <p>11 略</p> <p>第16 略</p> <p>第3節 生命・財産への被害を最小限とするための活動</p> <p>第1 略</p> <p>第2 水防計画</p> <p>1 略</p> <p>2 水防組織</p>	<p>4～6 略</p> <p>第13～14 略</p> <p>第15 交通確保輸送対策（建設政策課、建設土木課）</p> <p>1～9 略</p> <p>10 陸上輸送体制</p> <p>（1）道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 緊急通行車両の確認と標章及び証明書の交付</p> <p>（ア）略</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（イ）緊急通行車両の確認を実施する場合、届出済証の交付を受けている車両については他に優先して行い、確認のために必要な審査は省略する。</u></p> <p><u>（ウ）緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第3の標章及び第4の緊急通行車両確認証明書を交付する。</u></p> <p><u>（エ）確認を行う車両は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関が災害応急対策を実施するために必要な車両とする（自己保有、他者保有を問わない。）。</u></p> <p>（2）～（3） 略</p> <p>11 略</p> <p>第16 略</p> <p>第3節 生命・財産への被害を最小限とするための活動</p> <p>第1 略</p> <p>第2 水防計画</p> <p>1 略</p> <p>2 水防組織</p>

修正後	修正前
<p>(1) 略</p> <p>(2) 水防体制</p> <p>ア. 災害準備体制</p> <p>(a) 設置</p> <p>総務部長は、気象業務法に基づく雨に対する警報等が発令され、若しくは小規模の災害が予想されるときは、支所長、<u>産業経済部長</u>、建設部長、上下水道部長と協議し災害準備体制を設置し災害準備体制責任者に指令する。</p> <p>(b) ~ (c) 略</p> <p>イ. 災害警戒本部体制</p> <p>(a) 設置</p> <p>総務部長は災害準備体制では対応できないと判断したときは、支所長、<u>産業経済部長</u>、建設部長、上下水道部長と協議し災害警戒本部を設置する。</p> <p>(b) ~ (c) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3 ~ 17 略</p> <p>18 水防活動の報告</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 水防体制</p> <p>ア. 災害準備体制</p> <p>(a) 設置</p> <p>総務部長は、気象業務法に基づく雨に対する警報等が発令され、若しくは小規模の災害が予想されるときは、支所長、<u>商工農林水産部長</u>、建設部長、上下水道部長と協議し災害準備体制を設置し災害準備体制責任者に指令する。</p> <p>(b) ~ (c) 略</p> <p>イ. 災害警戒本部体制</p> <p>(a) 設置</p> <p>総務部長は災害準備体制では対応できないと判断したときは、支所長、<u>商工農林水産部長</u>、建設部長、上下水道部長と協議し災害警戒本部を設置する。</p> <p>(b) ~ (c) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3 ~ 17 略</p> <p>18 水防活動の報告</p> <p>(略)</p>

修正後

水防実施状況報告書 (管理団体で水防管理所毎に作成する)

年 月 日

(作成責任者)

出水の概況	川	警戒水位	m
		雨量	mm
水防実施箇所	川	左岸	地先
		右岸	m
日時	自	月	日
		時	至
		月	日
出動人員	水防団員	消防団員	合計
	人	人	人
水防作業の概況及び工法	箇所	工法	m
水防の結果	効果被害	堤防	田
		m ²	m ²
		畑	家
		m ²	m ²
		鉄道	道路
		m ²	m ²
		人口	その他
		m ²	
使用資器材	かます、俵	居住者の	
	万年、土俵	出動状況	
	なわ	水防関係	
	丸太	者の死傷	
	その他	雨量水位の	
		状況	
水防活動に関する自己評価備考			

19～23 略

第3～5 略

第6 二次災害の防止活動

(排水対策課、林業水産課、企業立地・雇用対策課、建設政策課、建設土木

修正前

水防実施状況報告書 (管理団体で水防管理所毎に作成する)

(作成責任者)

管理団体名	指定、非指定の別						
水防実施時の台風又は豪雨名	報告年月						平成 年 月
	日						
水防実施箇所	所要経費						人件費
							手当
							その他
							計
日時	自	月	日	時	至	月	日
出動人員	水防団員	消防団員	その他	計	費用	燃料費	雑費
	人	人	人	人			
作業の概況及び広報	工法 場所						
	m						
水防の効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口
	m	ha	ha	戸	m	m	人
効果							
被害	m	ha	ha	戸	m	m	人
他の団体よりの応援の状況、居住者出動状況、警察の援助状況	立退きの状況及びそれを指示した理由、水防功労者の氏名・年齢・所属その功績概要、堤防その他の施設等の異状の有無及び緊急工事を要するものが生じた時、その場所及び損傷状況						
現場指導官公使氏名	水防活動に関する自己批判						

19～23 略

第3～5 略

第6 二次災害の防止活動

(排水対策課、林業水産課、企業誘致・港湾課、建設政策課、建設土木課、

修正後	修正前
<p>課、施設整備課)</p> <p>1 略</p> <p>2 二次災害防止活動の内容 (略) (1)～(8) 略 <u>(9) 中津市災害危険予想地域</u> <u>別冊中津市地域防災計画資料編のとおりである。</u></p> <p>第4節 被災者の保護・救護のための活動 第1～4 略 第5 被服寝具その他生活必需品給与 (防災危機管理課、福祉政策課) (略) 1～2 略 3 災害救助法が適用された場合の措置 (1) 実施体制 ア 災害救助法が適用された場合、地区災害対策本部は市町村と連携して、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、福祉保健部 <u>福祉保健企画課地域福祉班</u> に情報提供する。 イ 福祉保健部 <u>福祉保健企画課地域福祉班</u> は、2(2)に基づく給与又は貸与を実施する。</p> <p>第6～8 略 第9 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋火葬 (略) 1 遺体の搜索・収容 (略) (1)～(5) 略 (6) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表 市は、県や防災関係機関と緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効</p>	<p>施設整備課)</p> <p>1 略</p> <p>2 二次災害防止活動の内容 (略) (1)～(8) 略 <u>(新設)</u></p> <p>第4節 被災者の保護・救護のための活動 第1～4 略 第5 被服寝具その他生活必需品給与 (防災危機管理課、福祉政策課) (略) 1～2 略 3 災害救助法が適用された場合の措置 (1) 実施体制 ア 災害救助法が適用された場合、地区災害対策本部は市町村と連携して、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、福祉保健部 <u>地域福祉推進室</u> に情報提供する。 イ <u>福祉保健部地域福祉推進室</u> は、2(2)に基づく給与又は貸与を実施する。</p> <p>第6～8 略 第9 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋火葬 (略) 1 遺体の搜索・収容 (略) (1)～(5) 略 (6) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表 市は、県や防災関係機関と緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効</p>

修正後	修正前
<p>率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（<u>令和5年8月29日伺定</u>）」に基づいて行うものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p>第10 住宅の供給確保 （防災危機管理課、税務課、福祉政策課、耕地課、建設政策課、施設整備課、建築指導課） （略）</p> <p>1 略</p> <p>2 応急仮設住宅 （1）～（4） 略 （5）設置場所 <u>ディアクト（D-ACT）スポーツパーク永添</u>（人工芝グラウンド：約10,000㎡）等、原則として市有地とする。ただし、これにより難しいときは、適当な公有地・私有地とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>第11 略</p> <p>第12 社会秩序の維持・物価の安定等 （市民安全課、<u>商業・ブランド推進課、企業立地・雇用対策課</u>） （略）</p> <p>第13 略</p> <p>第14 被災動物対策 （環境政策課、<u>農政課</u>）</p> <p>第5節 社会基盤の応急対策</p> <p>第1 略</p> <p>第2 道路、河川、都市公園、港湾、漁港、鉄道の応急対策 （排水対策課、林業水産課、<u>企業立地・雇用対策課</u>、建設政策課、建設土木課）</p> <p>第3 農林水産業対策</p>	<p>率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（<u>令和4年3月31日伺定</u>）」に基づいて行うものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p>第10 住宅の供給確保 （防災危機管理課、税務課、福祉政策課、耕地課、建設政策課、施設整備課、建築指導課） （略）</p> <p>1 略</p> <p>2 応急仮設住宅 （1）～（4） 略 （5）設置場所 <u>永添運動公園</u>（人工芝グラウンド：約10,000㎡）等、原則として市有地とする。ただし、これにより難しいときは、適当な公有地・私有地とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>第11 略</p> <p>第12 社会秩序の維持・物価の安定等 （市民安全課、<u>商工・雇用政策課</u>） （略）</p> <p>第13 略</p> <p>第14 被災動物対策 （環境政策課、<u>農政振興課</u>）</p> <p>第5節 社会基盤の応急対策</p> <p>第1 略</p> <p>第2 道路、河川、都市公園、港湾、漁港、鉄道の応急対策 （排水対策課、林業水産課、<u>企業誘致・港湾課</u>、建設政策課、建設土木課）</p> <p>第3 農林水産業対策</p>

修正後	修正前
<p>(耕地課、<u>農政課</u>、林業水産課) (略) 1 略 (1) 体制 (略) ア 協力組織 家畜保健衛生所（以下本節において「衛生所」という。）は、常に関係機関との連絡を密にして応急対策の実施にあたるほか、次の関係機関（以下「協力機関」という。）の協力を得てこれを実施するものとする。 大分県農業協同組合<u>北部営農経済センター</u>、下郷農業協同組合、<u>大分県農業共済組合</u>、大分県獣医師会、大分県酪農業協同組合 (2)～(5) 略 3～4 略</p>	<p>(耕地課、<u>農政振興課</u>、林業水産課) (略) 1 略 (1) 体制 (略) ア 協力組織 家畜保健衛生所（以下本節において「衛生所」という。）は、常に関係機関との連絡を密にして応急対策の実施にあたるほか、次の関係機関（以下「協力機関」という。）の協力を得てこれを実施するものとする。 大分県農業協同組合<u>北部事業部</u>、下郷農業協同組合、<u>大分県農業共済組合連合会</u>、大分県獣医師会、大分県酪農業協同組合 (2)～(5) 略 3～4 略</p>

修正後	修正前
<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>第1～2節 略</p> <p>第3節 公共土木施設等の災害復旧 (排水対策課・耕地課・農政課・林業水産課・建設政策課・建設土木課・施設整備課・建築指導課) (略)</p> <p>1～5 略</p> <p>第4節 被災者・被災事業者の災害復旧・復興支援</p> <p>第1 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立 (総務課、秘書広報課、情報デジタル推進課、会計課)</p> <p>1～2 略</p> <p>3 災害義援金の配分 (1) 配分組織の確立 (略)</p> <p>ア 配分委員会の組織 ・委員長は副市長をもって充てる。 ・委員は、総務部長、健康福祉部長、産業経済部長、会計管理者をもって充てる。 (略)</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第5節 被災者支援に関する各種制度の概要</p> <p>第1 経済・生活面の支援</p> <p>1～2 2 略</p> <p>2 3 生活保護 (1)～(2) 略 (3) 対象者：資産や能力等すべてを活用した上でも最低限度の生活が</p>	<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>第1～2節 略</p> <p>第3節 公共土木施設等の災害復旧 (排水対策課・耕地課・農政振興課・林業水産課・建設政策課・建設土木課・施設整備課・建築指導課) (略)</p> <p>1～5 略</p> <p>第4節 被災者・被災事業者の災害復旧・復興支援</p> <p>第1 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立 (総務課、秘書広報課、情報推進課、会計課)</p> <p>1～2 略</p> <p>3 災害義援金の配分 (1) 配分組織の確立 (略)</p> <p>ア 配分委員会の組織 ・委員長は副市長をもって充てる。 ・委員は、総務部長、福祉部長、生活保健部長、会計管理者をもって充てる。 (略)</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第5節 被災者支援に関する各種制度の概要</p> <p>第1 経済・生活面の支援</p> <p>1～2 2 略</p> <p>2 3 生活保護 (1)～(2) 略 (3) 対象者：資産や能力等すべてを活用した上でも最低生活が営めな</p>

修正後	修正前																
営めない方 (4) 問合せ先： <u>福祉支援課</u>	い方 (4) 問合せ先： <u>福祉政策課</u>																
24～26 略	24～26 略																
第2 住まいの確保・再建のための支援	第2 住まいの確保・再建のための支援																
1～10 略	1～10 略																
1.1 住宅の応急修理（災害救助法）	1.1 住宅の応急修理（災害救助法）																
<table border="1"> <tr> <td>支援の種類</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>支援の内容</td> <td>1 略 2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施 <u>(費用は災害救助法施行細則に掲げる額以内)。(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>問合せ先</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	支援の種類	(略)	支援の内容	1 略 2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施 <u>(費用は災害救助法施行細則に掲げる額以内)。(削除)</u>	対象者	(略)	問合せ先	(略)	<table border="1"> <tr> <td>支援の種類</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>支援の内容</td> <td>1 略 2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。 <u>3 修理限度額は半壊については1世帯あたり59万5千円、半壊に準じる程度の損傷は1世帯あたり30万円(令和元年度基準)。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。</u></td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>問合せ先</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	支援の種類	(略)	支援の内容	1 略 2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。 <u>3 修理限度額は半壊については1世帯あたり59万5千円、半壊に準じる程度の損傷は1世帯あたり30万円(令和元年度基準)。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。</u>	対象者	(略)	問合せ先	(略)
支援の種類	(略)																
支援の内容	1 略 2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施 <u>(費用は災害救助法施行細則に掲げる額以内)。(削除)</u>																
対象者	(略)																
問合せ先	(略)																
支援の種類	(略)																
支援の内容	1 略 2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。 <u>3 修理限度額は半壊については1世帯あたり59万5千円、半壊に準じる程度の損傷は1世帯あたり30万円(令和元年度基準)。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。</u>																
対象者	(略)																
問合せ先	(略)																
1.2 略	1.2 略																
1.3 障害物の除去（災害救助法）	1.3 障害物の除去（災害救助法）																
<table border="1"> <tr> <td>支援の種類</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>支援の内容</td> <td>1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの <u>(費用は災害救助法施行細則に掲げる額以内)。</u> 2 略 <u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>問合せ先</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	支援の種類	(略)	支援の内容	1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの <u>(費用は災害救助法施行細則に掲げる額以内)。</u> 2 略 <u>(削除)</u>	対象者	(略)	問合せ先	(略)	<table border="1"> <tr> <td>支援の種類</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>支援の内容</td> <td>1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの。 2 略 <u>3 障害物の除去に要する費用は、1世帯あたり137,900円(令和元年度基準)。除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費等の一切の経費が含まれる。</u></td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>問合せ先</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	支援の種類	(略)	支援の内容	1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの。 2 略 <u>3 障害物の除去に要する費用は、1世帯あたり137,900円(令和元年度基準)。除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費等の一切の経費が含まれる。</u>	対象者	(略)	問合せ先	(略)
支援の種類	(略)																
支援の内容	1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの <u>(費用は災害救助法施行細則に掲げる額以内)。</u> 2 略 <u>(削除)</u>																
対象者	(略)																
問合せ先	(略)																
支援の種類	(略)																
支援の内容	1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの。 2 略 <u>3 障害物の除去に要する費用は、1世帯あたり137,900円(令和元年度基準)。除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費等の一切の経費が含まれる。</u>																
対象者	(略)																
問合せ先	(略)																
1.4 宅地防災工事資金融資	1.4 宅地防災工事資金融資																
(1) 支援の種類：融資 ①災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、 <u>宅地造</u>	(1) 支援の種類：融資 ①災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、 <u>宅地造</u>																

修正後					修正前				
<p><u>成及び特定盛土等規制法</u>、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出される。</p> <p>②略</p> <p>(2) 対象者</p> <p><u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方</p> <p>(3) 略</p>					<p><u>成等規制法</u>、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出される。</p> <p>②略</p> <p>(2) 対象者</p> <p><u>宅地造成等規制法</u>、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方</p> <p>(3) 略</p>				
1 5 略					1 5 略				
第3 農林漁業・中小企業・自営業への支援					第3 農林漁業・中小企業・自営業への支援				
1 天災融資制度（国が実施する災害資金）					1 天災融資制度（国が実施する災害資金）				
(1) 略					(1) 略				
(2) 被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常为天災資金より貸付条件が緩和される。					(2) 被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常为天災資金より貸付条件が緩和される。				
●激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律					●激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律				
		①又は②のうちどちらか低い金額					①又は②のうちどちらか低い金額		
項目		①損失額の%	②万円		項目		①損失額の%	②万円	
			個人	法人				個人	法人
被害組合		80	単協 連合会	<u>2,500</u> <u>5,000</u>	被害組合		80	単協 連合会	<u>5,000</u> <u>7,500</u>
① 略					① 略				
(3)～(4) 略					(3)～(4) 略				
2 農林漁業者に対する資金貸付 <u>(常時対応可能)</u>					2 農林漁業者に対する資金貸付				
支援の種類	融資				支援の種類	融資			
支援の内容	●災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。				支援の内容	●災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。			
	1 株式会社日本政策金融公庫					1 株式会社日本政策金融公庫			
	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間		資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
	農林漁業セーフティネ	災害により被害を受け	<u>一般：600万円</u>	<u>10年以内(うち3年以内の)</u>		農林漁業セーフティネット	災害により被害を受け	<u>農林漁業セーフティネット</u>	<u>農林漁業セーフティネット資金</u>

修正後				修正前					
	ット資金	た農林漁業 経営の再建 に必要な資 金を融資	<u>特認：年間経 営費の1／1 2又は年間粗 収益の6／1 2のいずれか 低い額</u>	<u>据置可能)</u>		ット資金	た農林漁業 経営の再建 に必要な資 金を融資	<u>資金実施要綱 第2の5に規 定する額</u>	<u>実施要綱第2の 3に規定する期 間</u>
	農林漁業施 設資金	<u>災害により 被災した農 林漁業施設 の復旧のため の資金を 融資</u>	<u>一般：負担額 の80%又は 1施設当たり 300万円の いずれか低い 額 特認：負担額 の80%又は 1施設当たり 600万円の いずれか低い 額 漁船： ・総トン数2 0トン未満の 漁船：負担額 の80%又は 1隻当たり1 千万円のい ずれか低い額 ・総トン数2 0トン以上の 漁船：負担額 の80%又は 1隻当たり 4.5億円～ 11億円のい</u>	<u>15年以内(う ち3年以内の 据置可能)</u>		農林漁業施 設資金	<u>災害により 被災した農 林漁業施設 の取得・復 旧等のため の資金を融 資</u>	<u>(株)日本政策金 融公庫等の規 定による限度 額</u>	<u>(株)日本政策金融 公庫等の規定に よる償還期間</u>

修正後				修正前			
			<u>ずれか低い額</u>				
農業基盤整備資金	農地・牧野 又はその保 全・利用上 必要な施設 の復旧のため の資金を融 資	負担額の10 0%	25年以内(う ち10年以内 の据置可能)	農業基盤整備資金	農地・牧野 又はその保 全・利用上 必要な施設 の復旧のため の資金を融 資	負担額の10 0%	25年以内(う ち10年以内 の据置可能)
農業経営基盤強化資金	災害により 被害を受けた 農林漁業 経営の再建 に必要な資 金を融資	<u>個人3億円 (特認6億 円)、法人10 億円</u>	25年以内(う ち10年以内 の据置可能)	農業経営基盤強化資金	災害により 被害を受けた 農林漁業 経営の再建 に必要な資 金を融資	<u>個人3億円 (特認6億 円)、法人10 億円(特認2 0億円) 【一定の場合 30億円】</u>	25年以内(う ち10年以内 の据置可能)
経営体育成強化資金	<u>災害により 被害を受けた 農林漁業 経営の再建 に必要な資 金を融資</u>	<u>①負担額の8 0% ②個人1.5 億円、法人5 億円</u>	25年以内(う ち3年以内の 据置可能)	経営体育成強化資金	<u>農地、牧野、 農業用施設、 農機具等 の取得等 のための資 金や既往債 務の負担を 軽減するた めの負債整 理資金を融 資</u>	<u>個人1.5億 円、法人5億 円</u>	25年以内(う ち3年以内の 据置可能)
林業基盤整備資金	森林、林道 等の復旧の ための資金 を融資	①復旧造林： 負担額の8 0%(計画森 林は負担額の 90%) ②樹苗養成施	①復旧造林：3 0年以内 (うち20年 以内の据置可 能)※別途特認 要件あり	林業基盤整備資金	森林、林道 等の復旧の ための資金 を融資	①復旧造林： 負担額の8 0%(計画森 林は負担額の 90%) ②樹苗養成	①復旧造林：3 0年以内 (うち20年 以内の据置可 能)※別途特認要件 あり

修正後				修正前			
		設：負担額の80% ③林道：負担額の80%	②樹苗養成施設：15年以内（うち5年以内の据置可能） ③林道：20年以内（うち3年以内の据置可能）※別途特認要件あり			施設：負担額の80% ③林道：負担額の80%	②樹苗養成施設：15年以内（うち5年以内の据置可能） ③林道：20年以内（うち3年以内の据置可能）※別途特認要件あり
漁業基盤整備資金	漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資	負担額の80%	20年以内（うち3年以内の据置可能）	漁業基盤整備資金	漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資	負担額の80%	20年以内（うち3年以内の据置可能）
2 農協・漁協等				2 農協・漁協等			
資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
農業近代化資金	災害により被災した農業施設等の復旧のための資金を融資（ <u>認定農業者、集落営農組織のみ</u> ）	①個人1,800万円 ②法人2億円	15年以内（うち7年以内の据置可能）	農業近代化資金	災害により被災した農業施設等の復旧のための資金を融資	①個人1,800万円 ②法人2億円	15年以内（うち7年以内の据置可能）
農業経営負担軽減支援資金	既往債務の負担を軽減するための負債整理資金を融資	営農負債の残高	<u>15年以内</u> （うち3年以内の措置可能）	農業経営負担軽減支援資金	既往債務の負担を軽減するための負債整理資金を融資	営農負債の残高	<u>10年以内</u> （うち3年以内の措置可能） <u>特認15年以内（うち3年以内の据置可能）</u>
漁業近代化	災害により	1,800	15年以内（う	漁業近代化	災害により	1,800	15年以内（う

修正後					修正前				
	資金	被災した漁船、漁業用施設等の復旧のための資金を融資	万円～3.6億円	ち3年以内の据置可能)		資金	被災した漁船、漁業用施設等の復旧のための資金を融資	万円～3.6億円	ち3年以内の据置可能)
	●上記のほかにも農林漁業者に対する長期・低利の資金の貸付を行っているので、各種貸付事業の詳細については下記問合せ先まで。					●上記のほかにも農林漁業者に対する長期・低利の資金の貸付を行っているので、各種貸付事業の詳細については下記問合せ先まで。			
対象者	農林漁業者				対象者	農林漁業者			
問合せ先	株式会社日本政策金融公庫、農協・漁協等				問合せ先	株式会社日本政策金融公庫、農協・漁協等			

3～8 略

9 職場適応訓練費の支給

支援の種類	給付
支援の内容	1～2 略 3 訓練期間は、6か月（中小企業及び重度の障がい者に係る訓練等1年）以内。短期の職場適応訓練については、2週間（重度の障がい者に係る訓練4週間）以内。
対象者	略
問合せ先	略

3～8 略

9 職場適応訓練費の支給

支援の種類	給付
支援の内容	1～2 略 3 訓練期間は、6か月（中小企業及び重度の障がい者に係る訓練等1年）以内。短期の職場適応訓練については、2週間（重度の障害者に係る訓練4週間）以内。
対象者	略
問合せ先	略

第6節 激甚災害の指定

（耕地課、農政課、林業水産課、商業・ブランド推進課、企業立地・雇用対策課、建設政策課、建設土木課、施設整備課、教育委員会）

第6節 激甚災害の指定

（耕地課、農政振興課、林業水産課、商工・雇用政策課、建設政策課、建設土木課、施設整備課、教育委員会）

修正後	修正前
<p>第4章 その他の災害対策 第1節 その他の自然災害対策 第1～2 略 第3 少雨・乾燥被害対策 (防災危機管理課、<u>農政課</u>、<u>林業水産課</u>、総務経営課、施設技術課) 第4 農業被害対策 (<u>農政課</u>、林業水産課)</p> <p>第2～3節 略</p> <p>第4節 その他の事故対策 (略) 第1 危険物災害対策 (防災危機管理課、消防本部)</p> <p>1 危険物災害予防対策 <u>最近の産業経済の発展に伴い危険物（消防法）別表に掲げるものをいう。以下同じ。）の使用量は急速に増加しているが、これらの危険物を取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）の施設数は減少している。しかし、施設の老朽化に伴い危険物流出事故等が増加しているため、その維持管理については、一層厳正を期する必要がある。</u> <u>(1) 製造所等の維持管理の指導</u> 市及び県は、それぞれが規制する製造所等について、随時に<u>立入検査を行い、</u> <u>製造所等における災害の防止について次の事項の指導を行うものとする。</u> <u>(2) 危険物の運搬指導</u> (略) <u>(3) 危険物の保安管理指導</u> (略) <u>(4) 危険物製造所等の未改修施設と改修指導</u> (略) ア～ウ 略</p>	<p>第4章 その他の災害対策 第1節 その他の自然災害対策 第1～2 略 第3 少雨・乾燥被害対策 (防災危機管理課、<u>商工農林水産部</u>、総務経営課、施設技術課) 第4 農業被害対策 (<u>農政振興課</u>、林業水産課)</p> <p>第2～3節 略</p> <p>第4節 その他の事故対策 (略) 第1 危険物災害対策 (防災危機管理課、消防本部)</p> <p>1 危険物災害予防対策 <u>(1) 最近の産業経済の発展に伴い危険物（消防法）別表に掲げるものをいう。以下同じ。）の使用量は急速に増加しているが、これらの危険物を取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）の施設数は減少している。しかし、施設の老朽化に伴い危険物流出事故等が増加しているため、その維持管理については、一層厳正を期する必要がある。</u> <u>(2) 製造所等の維持管理の指導</u> 市及び県は、それぞれが規制する製造所等について、随時に<u>行う立入検査のほか、次の事項を重点的に少なくとも毎年1回以上定例的な立入検査を行い、</u> <u>製造所等における災害の防止について積極的な指導を行うものとする。</u> <u>(3) 危険物の運搬指導</u> (略) <u>(4) 危険物の保安管理指導</u> (略) <u>(5) 危険物製造所等の未改修施設と改修指導</u> (略) ア～ウ 略</p>

修正後	修正前
<p>エ <u>改修しない事業所等</u>に対しては、事業の停止命令等の行政処分</p> <p>第5章 原子力災害対策 第1～3節 略 第4節 原子力発電所事故応急対策 (略) 1～2 略 3 活動体制の勝律 (1) 県の活動体制 (略) <医療チーム> 安定ヨウ素剤の配布・服用について、国の指示が出された場合、安定ヨウ素剤の配布・服用のため、福祉保健医療部<u>医療活動支援班</u>において医療チームを組織する。</p>	<p>エ <u>誠意のない者</u>に対しては、事業の停止命令等の行政処分</p> <p>第5章 原子力災害対策 第1～3節 略 第4節 原子力発電所事故応急対策 (略) 1～2 略 3 活動体制の確立 (1) 県の活動体制 (略) <医療チーム> 安定ヨウ素剤の配布・服用について、国の指示が出された場合、安定ヨウ素剤の配布・服用のため、福祉保健医療部<u>福祉保健医療班</u>において医療チームを組織する。</p>